

(資料1)

誓約書

焼津漁業協同組合 組合長 殿

令和4年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

私は、当組合の職員として、

これまで当組合の主催する市場で、計量せずに冷凍魚を引き渡す等冷凍魚の抜き取り行為を行ったことはないこと

又は

過去に関与した冷凍魚の抜き取り行為については、当組合が設置した調査委員会の調査若しくは別途提出する上申書において、全て申告していることを誓約するとともに、今後、当組合の業務において、如何なる犯罪又はこれに類する行為を行わないことを誓約いたします。

上記誓約に違反し、私が過去に冷凍魚の抜き取り行為を行ったことが判明した場合、又は、今後、抜き取り行為をはじめ当組合の業務において犯罪又はこれに類する行為を行った場合には懲戒免職にされても異議ありません。

以上

退職金規程一部変更 (案)

退職金規程を次のとおり変更しようとする。

新 条 文	現 行 条 文
<p style="text-align: center;">退職金規程</p> <p><u>(不支給または減額支給)</u></p> <p><u>第15条 従業員に従業員就業規則に定める懲戒解雇事由に該当する行為があったときは原則として退職金を支給しない。ただし、場合によっては、支給率を第8条に減じて支給することがある。</u></p> <p><u>2 従業員が退職した後であっても、在職中の行為が従業員就業規則に定める懲戒解雇事由に該当すると判明した場合、すでに支給した退職金を返還させ、または退職金を支給しないことができる。</u></p> <p>(附 則) この規程の変更は、令和4年2月16日から実施する。</p>	<p style="text-align: center;">退職金規程</p> <p><u>(給付の減額等)</u></p> <p><u>第15条 この規程による給付を受ける者が従業員就業規則第45条により懲戒解雇処分を受けたときはこの規程による給付を減額し、又は給付をしないことがある。</u></p>

職員倫理規程 (案)

(趣旨)

第1条 この規程は、職員（嘱託者及びパート職員を含む。以下、職員等という。）の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を定めるものとする。

(倫理行動規準)

第2条 職員等は、焼津漁業協同組合の一員として誇りをもち、かつその使命を自覚し、その職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

(職員等の倫理の監督)

第3条 職員等の職務に係る倫理の保持を図るため、職員等の倫理を監督する役員（以下、倫理監督者という。）を置く。

- 1 倫理監督者は、組合長が職員の中から指名する。
- 2 倫理監督者は、職員等に対し、その職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(利害関係者)

第4条 この規程において「利害関係者」とは、次の各号に定める者（法人の場合、その法人、その法人の役員及び従業員）をいう。

- ① 組合員及び出荷者
- ② 焼津魚市場に買参権を有する者
- ③ 当組合に出入りする運送業者
- ④ 取引業者
- ⑤ 系統団体

(贈与を受けることの禁止)

第5条 職員等は、利害関係者から金銭、物品または不動産の贈与（餞別、祝儀、香典または供花その他これらに類するものとされているものを含む。）を受けてはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りではない。

- ① 利害関係者から通常一般の儀礼の範囲の香典または供花その他これらに類するものの贈与を受けること。
- ② 利害関係者から一般に配布するための宣伝用物品、通常一般の儀礼の範囲の記念品その他これらに類するものの贈与を受けること。

2 前項の規定の適用については、職員等が利害関係者から物品若しくは不動産を購入し

た場合、物品若しくは不動産の貸付を受けた場合または役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは当該職員等は、当該利害関係者から当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(供応接待を受けることの禁止)

第6条 職員等は、利害関係者から供応接待を受けてはならない。ただし、職員等は、職員等と利害関係者の職務上の利害関係の状況及びその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対応する疑惑や不信を招く恐れがないと認められる場合に限り、次に掲げる行為を行うことができる。

- ① 職務として、出席した会議その他会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- ② 職務として、出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
- ③ 多数の者が出席する式典、祝賀会またはこれらに類する会合において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

(飲食にかかる禁止)

第7条 職員等は、利害関係者とともに飲食をしてはならない。ただし、職員等は公正な職務の執行に対する疑念や不信を招く恐れがないと認められる場合に限り、次に掲げる行為を行うことができる。

- ① 自己の費用を負担して利害関係者とともに飲食をすること。
- ② 職務として出席した会議において、利害関係者とともに簡素な飲食をすること。
- ③ 多数の者が出席する式典、祝賀会またはこれらに類する会合において、利害関係者とともに飲食をすること。

(ゴルフに係る禁止)

第8条 職員等は、利害関係者とともにゴルフをしてはならない。ただし、職員等は、公正な職務の執行に対する疑念や不信を招く恐れがないと認められる場合に限り、自己の費用を負担して利害関係者とともにゴルフをすることができる。

(遊技または旅行に係る禁止)

第9条 職員等は、利害関係者とともに遊技または旅行（職務のための旅行を除く。）をしてはならない。ただし、職員等は、公正な職務の執行に対する疑念や不信を招く恐れがないと認められる場合に限り、自己の費用を負担して利害関係者とともに遊技または旅行をすることができる。

(その他の禁止行為)

第10条 職員等は、第5条から前条までに掲げるもののほか、次に掲げる行為を行ってはならない。

- ① 利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のものまたは利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。
- ② 利害関係者からまたは利害関係者の負担により、無償で物品または不動産の貸付けを受けること。ただし、職務として利害関係者を訪問した際における当該利害関係者から提供される事務用品等の物品の使用のための貸付けを除く。
- ③ 利害関係者からまたは利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。ただし、職務として利害関係者を訪問した際における当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。)の利用(当該利害関係者の事務所等の周辺の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)を除く。

(私的な関係等による例外)

第11条 職員等は、私的な関係(職員等としての身分にかかわらない関係をいう。以下、同じ。)がある者であって、利害関係者に該当する者との間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招く恐れがないと認められる場合に限り、第5条第1項本文、第6条本文、第7条本文、第8条本文及び第9条本文の規定にかかわらず、これらの規定に定める行為を行うことができる。

2 職員等は、倫理監督者が職員等と利害関係者の職務上の利害関係の状況及びその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招く恐れがないと認めて許可した場合においては、第5条第1項本文、第6条本文、第7条本文、第8条本文及び第9条本文の規定にかかわらず、これらの規定に定める行為を行うことができる。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第12条 職員等は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待または財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員等は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受けまたは役務の受領の対価を、それらの行為が行われたが場所に居合わせなかった利害関係者にそのものの負担として支払わせてはならない。

(倫理監督者への相談)

第13条 職員等は自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合、利害関係者との間で行う行為が第5条から第9条までに規定する禁止行為に該当するかどうかを判断することができない場合、または第11条第1項の公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがないかどうか判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(倫理監督者の責務)

第14条 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し次に掲げる責務を有する。

- ① 職員等からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
 - ② 職員等が特定の者と疑惑や不信を招くような関係をもつことがないかどうか確認に努め、その結果に基づき、職員等の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 2 倫理監督者はその指定する職員にこの規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(報告及び懲戒等)

第15条 職員等が前条までに定める事項に違反して非違行為を行った場合は、倫理監督者が組合長に報告し、組合長は就業規則に従い、またはそれに準じて、当該職員等に対して懲戒処分等を行う。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃については、理事会が決定する。

附 則

この規程は、令和4年 月 日から実施する。

役員¹の行為基準

- 1 理事は、理事会の構成員としての義務を含む理事としての義務を、誠実に、かつ、組合にとり最善の利益であると合理的に信ずる方法により、かつ、同様の立場にある通常の注意深さをもつ者が同様な状況において用いるのと同程度の注意をもって遂行しなければならない。
- 2 理事は、業務執行の意思決定に積極的に参画し、業務執行が適正に行われるよう努めなければならない。
- 3 理事は、理事会決議を要するすべての重要な事項に関し、組合員の最善の利益に適うよう、かつ賛否の理由を自ら説明できると感ずるに十分な情報の収集に努めなければならない。
- 4 理事及び監事は、職務上知り得た機密に関する情報を、その地位にある間においても退任後においても、第三者に漏らしてはならない。
- 5 代表理事等業務執行者に権限委譲された事項については、理事会において定期的に報告を受けるとともに、適正な業務執行が行われるよう監視しなければならない。
- 6 理事及び監事は、法令遵守に関する役割を十分認識するとともに、コンプライアンスの実践につき、率先してその役割を果たさなければならない。
- 7 理事は、業務執行が適切かつ健全に行われるよう、適切かつ有効な内部統制システムの構築と、それが有効に機能しているかどうかについて絶えず配意しなければならない。
- 8 監事は理事がその義務を適切に果たしているかどうかを、監査を通じてチェックしなければならない。
- 9 理事及び監事は、公正な職務の執行に対する疑念や不信を招くことがないよう、組合の利害関係者との過度な供応接待は自粛しなければならない。

以上

(役員から徴する誓約書)

年 月 日

誓 約 書

焼津漁業協同組合 組合長 様

住 所

氏 名

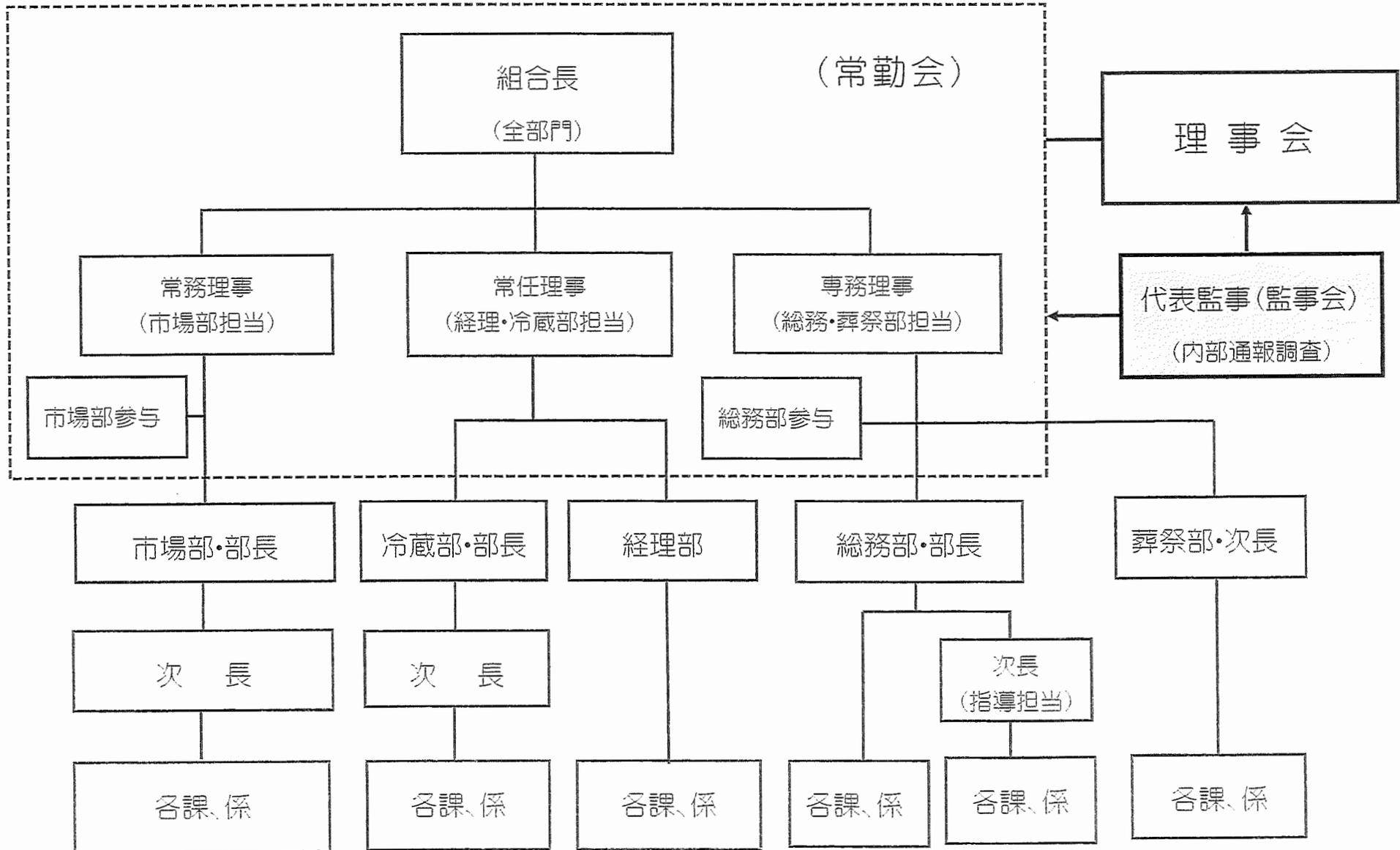
私は、貴組合の役員として、別紙の「役員の行為基準」を遵守するとともに、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 貴組合の在任中に知り得た貴組合及び貴組合の利用者についての個人情報その他の機密を保持し正当な理由なく第三者に漏らしません。
- 2 私が役員を退任する場合には、貴組合の在任中に職務の遂行上貴組合から交付を受けた業務上の資料及び貴組合が利用者から取得された当該利用者に係る個人情報並びにそれらの複製物については、その一切を貴組合に返還し、退任後においても上記1の義務を遵守します。

以上

焼津漁協のガバナンス体制(2022年3月～)



不祥事件等対応要領

制定 平成 30 年 4 月 1 日

1 目的

この要領は、組合の事業運営にかかる不祥事件等が発生した場合の具体的な取扱いについて定めることにより、不祥事件等への対応を迅速かつ的確に行い事態の早期解決を図り、併せて不祥事件等の再発防止に有効な対応を講じることを目的とする。

2 対象とする不祥事件等の範囲

不祥事件等とは、組合の役職員（組合の子会社の役職員若しくは使用人を含む）が行った次の不祥事件又は法令に違反する行為をいう。

(1) 不祥事件

水産業協同組合法施行規則第 224 条第 4 項各号のいずれかに該当する不祥事件（＝届出が必要な「不祥事件」）。

- ① 組合の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為。
- ② 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和 29 年法律第 195 号)に違反する行為。
- ③ 準用する金融商品取引法第 38 条第 2 号から第 7 号に違反する行為。
- ④ 水産業協同組合法第 15 条の 5 に違反する行為。
- ⑤ 現金、手形、小切手、有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において「紛失等」という。）のうち、組合の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの。
- ⑥ その他組合の業務の健全かつ適切な運営に支障をきたす行為又はそのおそれのある行為であって、前各号に掲げる行為に準ずるもの。（組合又は、その子会社の役員又は職員による不祥事件等には保険会社の代理店業務に関するものを含む。）として次に掲げるもの。
 - ア 架空契約(実在しない契約者・被共済者名義を使って作成している契約をいう。)及び名義借契約（組合の役職員が、利用者から名義使用だけの了解を取り付け、共済掛金は当該役職員が支払って作成している契約をいう。）が発生した場合
 - イ 組合の業務に従事する役職員（業務委託先の役職員を含む。）が、当該業務上の事件で逮捕された場合その他組合の信用を失墜させる事件の当事者となっている場合
 - ウ ア、イのほか①から⑤に掲げる行為に準ずるもの

(2) 法令に違反する行為

組合が組織として処分を受けることとなる法令に違反するもの。

[農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（J A S法）]
[私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）]等

3 不祥事件等発生時の所管

代表理事組合長は、不祥事の発生に伴い大きな被害が生じるおそれがある場合等、必要に応じて、不祥事対応策本部を理事会に設置し、予め定めた範囲の役職員を招集する。

不祥事件等への具体的な対応は、当該事件とは独立した部署での事実関係の調査・解明を行う観点から、不祥事件等対応担当部署（担当者）として総務部長が代表理事組合長の指示により統括する。

なお、不祥事件等対応担当部署（担当者）や役員が不祥事件等に関与しているおそれがある場合は、事案の重大性等を勘案し、必要に応じて弁護士、連合会等の第三者の協力を求めて対応にあたる。

4 不祥事件等発生の発見時の対応

(1) 組合内の報告

役職員が不祥事件等（不祥事件等の疑義のあるものを含む）の発生を発見した場合は、次の対応により不祥事件等の発生及び概要を速やかに報告する。

- ①職員は、所属長等の上席役職員に口頭で報告する。
- ②所属長等の上席役職員は、不祥事件等対応担当部署（担当者）に口頭で報告する。
- ③不祥事件等対応担当部署（担当者）は、代表理事組合長に報告する。

(2) 不祥事件等発生の行為者への対応

不祥事件等発生の行為者（疑義のある者を含む。以下「行為者」という。）を速やかに担当業務から外し、自宅待機とさせる。ただし、調査の過程で必要がある場合は組合において事情聴取を行う。

5 不祥事件等発生の発見後の対応

不祥事件等が発生した場合、理事会又は不祥事件等対応策本部にて対策の協議・決定を行う。

また、不祥事件等対応担当部署（担当者）は次の事項について統括する。

(1) 不祥事件等にかかる情報統括

不祥事件等対応担当部署（担当者）は、不祥事件等にかかる次の事項について、組合内外からの情報収集、組合内外への報告、連絡・通報、情報開示、情報発信を行う。

- ①組合内外からの情報収集
- ②理事会又は不祥事件等対応策本部への報告
- ③行政庁への連絡・報告

所轄官庁に次の報告様式等により速やかに報告する。

ア 不祥事件の場合

当該不祥事件の発生を知った場合、速やかにその概要について所轄官庁へ第一報として報告（電話やメール等でも可）し、さらに随時状況の進捗を報告するほ

か、第一報が電話やメール等の場合は、組合が当該不祥事件の発生を知った日から1ヶ月以内に次の行政報告様式「不祥事件等届出書」(別紙様式)により、所轄官庁へ報告を行う。

- ・信用・共済事業以外の不祥事件等の報告を行う場合の行政報告様式
「漁協等向けの総合的な監督指針 別記様式1-1」
- ・共済事業に係る不祥事件等の報告を行う場合の行政報告様式
「漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針 別記様式40」

イ 法令に違反する行為の場合

当該法令の所轄官庁へ、当該法令に従い報告を行う。なお、当該法令に基づく処分を受けた場合で、所轄官庁より報告を求められた場合は、指示に従い報告を行う。

④連合会への連絡・報告

JF漁連の不祥事件等担当部署(JF漁連が不祥事件等の当事者となっている場合はJF全漁連 信用・組織指導部)に次の報告様式等により速やかに報告し、随時、状況の進捗や内部調査の結果等について報告する。

なお、第一報については、電話、メール等による報告も可とする。

ア 不祥事件の場合

行政庁に提出した、「不祥事件等届出書」の写しを送付することにより報告する。

イ 法令に違反する行為の場合

当該法令に基づく報告様式(様式が無い場合は任意様式)により報告する。

⑤刑罰法令に抵触しているおそれのある場合は、警察関係機関へ連絡・通報する(相談を含む)。

⑥報道機関等への対応

ア 報道機関等への対応準備

報道機関等への対応準備として「統一見解書」及び「想定問答集」を作成し理事会又は不祥事件等対応策本部に報告のうえ、これらに基づき、対応を行う。

ただし、JF漁連等との打ち合わせのうえ、開示を要しないと代表理事組合長が判断した場合には、組織的に隠蔽したとの嫌疑を避けるためにも、判断した理由を明確かつ説得力のあるものにしておく。

イ 不祥事件等が2次被害を発生させるおそれがある、利用者等の健康に影響を及ぼすおそれがある場合

被害拡大の可能性や、事件内容の重大性や悪質性など経営への影響度を考慮し、代表理事組合長が判断したタイミングや事実関係の開示方法の指示により、報道機関等に対応する。

⑦不祥事件等への対応指示にかかる組合内への伝達

不祥事件等の発生が経営に重要な影響を与えると判断されるものについては、その内容・経過等を組合員に対し適時に開示し、不祥事件等の処理方法と今後の防止策等について理解を求める。

(2) 不祥事件等にかかる調査

不祥事件等対応担当部署（担当者）は、次の事項について、行為者本人への事情聴取、関係伝票・関係帳票の閲覧、周辺調査等により調査・解明し、不祥事件等の事実を証拠づけるための証拠書類をなるべく多く収集する。

- ①不祥事件等の行為者、手口、損害額などの事実関係の特定
- ②不祥事件等の発生した背景や内部けん制機能が有効に機能していたかなど不祥事件等を未然に防げなかった組織上の問題点
- ③不祥事件等が発生した同種の事業や事務処理を行っている全処理（子会社を含む。）における類似案件発生の有無
- ④①、②、③により究明した事実及び就業規則等に基づく、不祥事件等発生にかかる当事者責任及び監督責任

内部調査で解明できない等必要がある場合、J F 漁連等に対して不祥事件等調査への協力依頼を行う。

調査・解明の結果に基づき、不祥事件等の発生からの一連の経過を取りまとめるとともに、不祥事件等の再発防止のために講じた措置及び講じるべき措置について、理事会に報告する。

（3）不祥事件等にかかる関係者等への対応

不祥事件等対応担当部署（担当者）は、次の関係者等への対応を行う。

①関係者等への対応

不祥事件等発生後、原則として、当該不祥事件等により被害者となった者に対しては速やかに謝罪や状況説明等の対応を行うとともに、内部調査の途中段階や当該不祥事件等が終結する段階においても、再度状況説明等の対応を行う。また、被害の補てん、取引の是正などの措置を適切に行う。

②二次的被害の発生、利用者等の健康・生命等に影響を及ぼすおそれがある場合

二次的被害の発生するおそれのある事案や利用者などの健康・生命等に影響を及ぼすおそれがある事案については、公表、出荷停止、回収、関係機関への通報等その防止のための必要な対応を行う。

③身元保証人等への対応

不祥事件等発生後、行為者の身元保証人及び家族等に通知し、不祥事件等の概要について説明のうえ、不祥事件等の行為者及び身元保証人による損害の補てん等について協議を行う。

6 不祥事件等発生の行為者及び関係者の処分

代表理事組合長は、当該不祥事件等の発生にかかる当事者責任及び監督責任について、不祥事件等対応担当部署（担当者）の調査・解明の報告により、次の者に対する制裁を就業規則の懲戒の規定に基づき所定の手続きを行うよう人事担当部署に指示する。

行為者や管理職の処分及び、役員の実任追及にあたっては、外部の専門家の意見を徴するなど、厳正かつ公平・中立に行う。また決定過程の透明性を確保する観点からも、懲罰委員会等及び役員責任調査委員会等の議事録を作成し、備え置きしておく。

（1）行為者

刑罰法令に抵触するおそれのある不祥事件等については、原則として刑事告訴を行う。

(2) 行為者の所属長ほか管理者

行為者の所属長ほか管理者として、当該不祥事件等の発生防止に必要な措置を講じなかった場合及び講じることが出来なかったことにやむを得ない事情を認められない場合。

(3) 役員

役員が職員に対して管理監督責任を有する場合や、役員自らが不祥事件等に関与した場合は、理事会に「役員責任調査委員会」等を設置し、責任の追及を行うとともに、組合が採るべき処分について必要に応じて審議を行い、その結果を理事会に答申（報告）する。

7 不祥事件等の再発防止に向けた取組

(1) 不祥事件等再発防止策の決定

理事会は、不祥事件等対応担当部署（担当者）による不祥事件等の再発防止のために講じた措置及び講じるべき措置の報告を基に発生原因等の分析を行い、不祥事件等の再発を防止するための諸施策（以下「不祥事件等再発防止策」という。）を策定する。

(2) 不祥事件等再発防止策の周知と実行

代表理事組合長は、理事会が策定した不祥事件等再発防止策の実行について、自らの取組み姿勢を役職員に表明するとともに、再発防止対策の徹底を図る。

(3) 不祥事件等再発防止対策の履行状況の確認

理事会は、不祥事件等再発防止策の履行状況を確認し、改善の見込みがないと判断する場合は、事業の継続の可否を含めて事業方針の見直しを行う。

8 要領の改廃等

この要領の改廃は、理事会が決定する。なお、この要領の解釈・その他の疑義については、代表理事組合長がこれを決定する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

R4.3.9 定例理事会第1号議案

内部通報に関する規程 (案)

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、職員等からの組織的又は個人的な不正行為に関する通報を適切に処理するための仕組みを定めることにより、不正行為の未然の防止、早期発見及び是正を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

第2章 通報処理体制

(通報・相談窓口)

第2条 職員等からの通報・相談を受ける窓口（以下「通報窓口」という。）は、以下のとおりとする。

- (1) 組合内通報窓口 総務部監理役又は顧問弁護士
- (2) 組合外通報窓口 別に定める顧問弁護士以外の弁護士

(通報者及び相談者)

第3条 相談窓口の利用者は、当組合の役員及び従業員（職員、嘱託、契約社員、期間社員、アルバイト、派遣従業員及び退職者、以下役員と併せて「役職員」という。）及び当組合の取引業者の役員及び従業員とする。

(通報の方法)

第4条 通報窓口の利用方法は、電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。具体的な連絡先等は別途定めた上で周知する。

第3章 通報の処理

(通報受領の通知)

第5条 通報窓口は、電子メール・FAX・書面により通報がなされた場合、通報者に対し、速やかに、通報を受領した旨を通知する。ただし、匿名による通報の場合はこの限りではない。

(通報内容の検討・調査)

第6条 組合内窓口は、通報受付後、調査の要否、調査が必要な場合には、具体的な調査の

内容を検討し、通報者に対し、受付日から20日以内に、今後の対応について通知する。

- 2 組合外窓口は、通報受付後組合内窓口に連絡の上、組合内窓口とともに、調査の要否、調査が必要な場合には、具体的な調査の内容を検討し、通報者に対し、受付日から20日以内に、今後の対応について通知する。
- 3 組合外窓口は、通報者の同意がある場合を除き、通報者の特定につながる情報を組合内窓口に開示しない。
- 4 調査が必要な場合、組合内窓口が調査を行い、必要に応じて他部門又は外部弁護士等に調査を依頼することができる。ただし、通報者の同意がある場合を除き、組合内窓口は、他の役職員に通報者の特定につながる情報を開示してはならない。

(調査における配慮)

第7条 組合内窓口その他の調査担当者（以下「調査担当者」とする。）は、調査の実施に際し、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう調査の方法に十分に配慮しなければならない。

(協力者の義務)

第8条 役職員は、通報に係る事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査担当者に協力しなければならない。調査担当者による調査を妨害する行為をしてはならない。

(是正措置)

第9条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(組合内の処分)

第10条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って処分を課すことができる。

(倫理監督者との連携)

第11条 当該通報の内容が役職員倫理規程に抵触するものと考えられる場合には、同規程の倫理監督者と連携して、調査し対応しなければならない。

(結果の通知)

第12条 組合は、通報者及び理事会に対して、通報対象者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、調査結果及び是正措置について、遅滞なく通知しなければならない。

(フォローアップ)

第13条 通報窓口は、通報処理終了後も、通報者に対して通報を理由とした不利益な取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われたりしていないかを確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行う。

第4章 関係者の責務

(通報者の保護)

第14条 組合は、通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

2 組合は、通報者が通報したことを理由として通報者の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。又、通報者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って、処分を課することができる。

(通報者等の秘密及び個人情報等の保護)

第15条 組合及びこの規程に定める業務に携わる者は、法令に基づく場合など正当な理由がない限り、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

2 組合及び通報処理業務に携わる者は、通報者の承諾又は法令に基づく場合など正当な理由がない限り、通報者の秘密又は個人情報その他の相談・通報において知り得た情報を目的外に利用してはならない。

3 組合は、前二項の規定に違反した者に対し、就業規則に従って処分を課することとする。

第5章 その他

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃については、理事会が決定する。

附 則

この規程は、令和4年3月9日から実施する。

(資料7-2)

令和4年8月〇日

関係者各位

焼津漁業協同組合

代表理事組合長 橋ヶ谷 長生

(公印省略)

内部通報制度の導入について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、焼津魚市場で令和3年10月に発覚した冷凍カツオ窃盗事件では、事前に外部通報があったにもかかわらず、その当時に是正できなかったことを踏まえて、先般「内部通報に関する規程」を新設いたしました。

この制度は、組合の役職員等と取引業者様の役員・従業員が、当組合及び当組合役職員の不正行為を発見した場合、通報窓口に通報する制度で、この目的は「職員等からの組織的又は個人的な不正行為に関する通報を適切に処理するための仕組みを定めることにより、不正行為の未然の防止、早期発見及び是正を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資すること」としております。

取引業者様は、組合又は役職員の不正に関することで気になることがございましたら、裏面の注意事項を一読の上、通報窓口へご一報下さい。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、通報者の秘密は、厳守いたします。また、通報者に対して通報を理由とした不利益な取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われたりしないよう通報者の保護に十分配慮いたします。通報者には、ご連絡先をお教えいただければ、ご通報の受付日から20日以内に、今後の対応についてご案内するとともに、調査結果及び是正措置につきましては、通報対象者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮した上で、遅滞なく通知することにしております。

最後に、皆様にはお願いですが、調査の際には協力をしていただくとともに通報者が誰なのかを聞くことや、噂を流布することなどしないよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

敬具

「取引業者様の通報窓口について」

通報窓口

組合内通報窓口	組合外通報窓口 別に定める顧問弁護士以外の弁護士
焼津漁業協同組合 担当 総務部監理役 東原 優 住 所 〒425-8701 静岡県焼津市城之腰269番地の9 電 話 054-628-7112 FAX 054-628-7131 メール kanriyaku@yaizu-gyokyo.or.jp 受付時間 平日 午前9時から午後5時まで	まどか法律事務所 担当 弁護士 佐藤 裕之 住 所 〒420-0031 静岡県静岡市葵区呉服町1丁目1番の14 呉服町圭田ビル7階 まどか法律事務所 電話 054-255-2819 FAX 054-251-6668 受付時間 平日 午前9時から午後5時まで
追手町法律事務所 焼津漁業協同組合 顧問弁護士 担当 弁護士 相川 洋介 住 所 〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町1番13号 アゴラ静岡ビル4F 追手町法律事務所 電 話 054-255-2450 FAX 054-255-2453 メール yosukeaikawa@gmail.com 受付時間 平日 午前9時から午後5時まで	

注意事項

通報制度を利用するにあたり、通報者の秘密保持には十分配慮いたしますが、調査段階で下記リスクの発生が考えられます。

- ① 調査対応すると通報者の特定または推測されるリスクが生じることが考えられます
- ② その結果、不利益が生じる可能性があり得ます
- ③ 万が一、通報を理由とする不利益が発生した場合、組合として是正に努めます
- ④ 人間関係の悪化という不利益は避けがたく、その是正は難しいと考えられます

(取引業者の方)

- ① 組合は、取引先様に調査・対応を強制することはできません
- ② 組合は、取引先様に対し通報者の保護を図り不利益取扱いを防止するよう、依頼ができるだけになります
- ③ また、取引先様がその依頼に応じるとは限りません

焼津魚市場改善改革チーム設置要領

第1 目的

焼津魚市場における「冷凍カツオ窃盗事件」を受け、現在、「再発防止委員会」において、様々な角度から再発防止策を検討している。

このような中、開設者であり卸売業者である焼津漁業協同組合が、自らの意志で改善改革を進める必要がある。日常業務を見直し、その中で公正で効率の高い市場運営を確立し、内外から評価され、選ばれる魚市場に再生しなければならない。

以上を踏まえ、組合内に「焼津魚市場改善改革チーム」を設置し、信頼される魚市場の再構築を進めていく。

第2 検討事項

- ①人材確保と人材育成
 - ②水揚げの効率化・高度化
 - ③弾力水揚げの拡大
 - ④契約方法の透明性の確保（セリ等の効率化）
 - ⑤市場運営の透明化（船主及び仲買人との関係強化）
 - ⑥市場業務のルール化（職員配置）
- 必要に応じ委員の総意により追加等を行う。

第3 チームメンバー等

- 1 チームメンバーは、別紙に掲げる者をもって構成する。
- 2 チームに有識者を置く。有識者は、検討内容の報告を受け助言等を行う。
- 3 メンバーの任期は、「第2 検討事項」に関する検討が終了するまでの当分の間とする。

第4 チーム長等

- 1 チームに長を置き、市場担当理事が就く。
- 2 チーム長は、チームを総括し、チームを代表する。
- 3 チーム長に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

第5 運営

- 1 チーム長は、チームを招集し、開催する。
- 2 チームは、メンバーの過半数の出席をもって成立する。
- 3 チームにアドバイザーを置くことができる。その他必要があると認めたときは、チーム長は、メンバー以外の者にチームへの出席を求め意見等を求めることとする。

第6 報告等

チームにおける検討は、随時、組合長に報告し、組合長は、検討事項に対し助言するとともに実施に向け配慮する。また、必要に応じ関係者等に情報を公開する。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要事項は、チーム長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月22日から施行する。

(資料9)

令和4年度
コンプライアンス・プログラム

令和4年3月

焼津漁業協同組合

《 目 次 》

	(頁)
I 基本方針	1
II コンプライアンス態勢整備	1
III コンプライアンス態勢運営	2
IV コンプライアンス・プログラムの実践スケジュール	3

- 資料① コンプライアンス推進委員会設置要領
- 資料② コンプライアンス組織図
- 資料③ 苦情処理等受付対応記録簿

令和4年度コンプライアンス・プログラム

I 基本方針

- 1 各職場におけるコンプライアンス態勢の整備、定着を図り、当組合のコンプライアンス態勢の円滑な運営を行う。
- 2 日常業務はもとより、研修、勉強会等の機会もとらえて、役職員のコンプライアンス意識の向上に努める。

II コンプライアンス態勢整備

項目	実施事項	内容	関係部署
1 規程類の整備	(1) 権限・規程の整備・見直し	a 必要に応じて権限・諸規程類の整備・見直し	総務部
		b 水協法等の改正を踏まえた諸規程類の整備	総務部
	(2) 関係法令等の動向確認	a 法改正等に係る情報収集と関係部と連携した対応	総務部労務課
		(3) 不法防止等を踏まえた整備	a 職員に係る賞罰規定等職務規定類の整備

Ⅲ コンプライアンス態勢運営

項 目	実 施 事 項	内 容	関係部署
1 コンプライアンス態勢の円滑な運営	(1) 「コンプライアンス・プログラム」の策定と進捗管理	a 実戦的なプログラムの策定と役職員に対する周知徹底 b コンプライアンス推進委員会による中間及び実績検討	総務部労務課
	(2) コンプライアンス推進委員会の適切な運営	a 委員会の定期的な開催	総務部労務課
	(3) 部署コンプライアンス態勢の円滑な運営	a コンプライアンス責任者及び担当者の役割発揮 b 部署における啓発活動への積極的取組み (部署内勉強会等の開催) c 自己検査、自主点検等によるチェック d 部署におけるコンプライアンスに係る質問、相談等への対応 e 日常的な質問・相談に加え、苦情等に対する適切な実務対応	各部門
2 業務運営全体における取組み	(1) コンプライアンスに根ざした誠実な業務の運営	a 役員自らが率先垂範して実践するとともに、理事会等あらゆる機会をとらえてコンプライアンスについて普及	総務部庶務課 総務部労務課
	(2) 対外広報への取組み	a 当組合の取組状況の表明 b 事業報告書による組合員等への表明	総務部
	(3) 事故等対応、顧客等苦情処理対応、事務ミス管理の的確な運用	a 事故・苦情等に対する迅速な報告と適切な対応	各部門

IV コンプライアンス・プログラムの実践スケジュール

※ ・：当組合における取組

月	具体的取組事項	特記事項
R4. 2	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護に関する内部監査 コンプライアンス推進委員会の開催 (令和3年度にかかわるコンプライアンス・プログラムの進捗評価とコンプライアンス研修の実績報告) (令和4年度コンプライアンス・プログラムの原案策定) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度決算 事業計画の策定
R4. 3	<ul style="list-style-type: none"> 「令和4年度コンプライアンス・プログラム」の理事会付議 新入職員研修における周知徹底 コンプライアンス研修会の開催（全職員対象） 「令和4年度コンプライアンス・プログラム」 (役職員への配布と内容の周知徹底) コンプライアンス・プログラムの実践開始 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度総会
R4. 5	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス推進委員会開催 	
R4. 6	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス研修会の開催（全職員対象） 	
R4. 7	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護に関する内部監査 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度仮決算
R4. 9	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス研修会の開催（全職員対象） 	

コンプライアンス・プログラムの実践

資料①

コンプライアンス推進委員会設置要領

1 設置の目的

組合のコンプライアンス態勢全般にかかる企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行うため、「コンプライアンス推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2 構成

委員会は次の者をもって構成する。

- ① 委員長：代表理事組合長
- ② 委員：常勤役員、参事、各部部長・次長
- ③ 監事のうち少なくとも1名は、委員会に出席することとする。
- ④ 委員会には、県漁連、共水連からコンプライアンスにかかるアドバイザーを置くことができる。

3 委員以外の者の出席

委員長は必要と認めた場合には、上記委員以外の者をこの委員会に出席させることができる。

4 審議事項

この委員会の審議事項は次のとおりとし、検討内容について適宜理事会に協議・報告をする。

- ① コンプライアンス態勢全般にかかる企画・推進に関すること
- ② コンプライアンス・マニュアル、関連諸規程等の制定・見直し等
- ③ コンプライアンスの実施にかかる年度計画（プログラム）の検討、並びに定期的な進捗管理、実績検討等
- ④ コンプライアンスにかかる重要な要整備事項等の検討
- ⑤ コンプライアンスにかかる重要な組合内外の情報等に関すること

5 開催

委員会は、原則として、半期毎に開催する。ただし、委員長が必要と判断した場合はその都度随時に開催する。

6 事務局

委員会事務局を総務部労務課に置く。

7 本要領の制定・改廃

本要領の制定・改廃は、理事会において定める。

附 則

この要領は、平成12年9月12日から実施する。

この要領の変更は、平成13年10月10日から実施する。

この要領6の変更は、平成22年4月1日から実施する。

この要領2の変更は、平成23年10月11日から実施する。

この要領2の変更は、平成26年3月5日から実施する。

従業員就業規則一部変更 (案)

従業員就業規則第40条の1及び第41条を次のとおり変更しようとする。

新 条 文	現 行 条 文
<p>第6章 表彰・懲戒</p> <p>第2節 懲 戒</p> <p><u>(懲戒処分の減免)</u></p> <p><u>第40条の1 不正行為に関わっていた職員が当該不正行為を組合が認識する前に、自主的に内部通報に関する規程に定める通報窓口への申告を行った場合、組合は、当該申告者に対して、懲戒処分その他の対応における責任を減免することができる。</u></p> <p>(訓 戒)</p> <p>第41条 従業員が次に掲げる事項に該当する場合は、訓戒とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 職員倫理規程による非遵行為をしたとき</u></p> <p><u>(5) 内部通報に関する規程による通報者、または被害者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等をしたとき</u></p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>附 則</p> <p>この規則第40条の1及び第41条の変更は、令和4年8月10日から実施する。</p>	<p>第6章 表彰・懲戒</p> <p>第2節 懲 戒</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(訓 戒)</p> <p>第41条 従業員が次に掲げる事項に該当する場合は、訓戒とする。</p> <p>(1) 正当な理由なく又は届出なく、遅刻、早退したとき</p> <p>(2) 素行不良で組合の秩序風紀を乱したとき</p> <p>(3) 業務上の怠慢により軽微な事故を発生させたとき</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) 許可なく組合の文書、帳簿、その他の書類（電子的方式、磁気的方式その他他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。）を部外者に閲覧させ、又はこれに類する行為があったとき</p> <p>(5) その他前各号に準ずる不都合な行為を行ったとき</p>

(資料11)

令和3年5月1日

飛島運送株式会社 御中
有限会社ホクユウ 御中
有限会社堀住運送 御中
株式会社焼津港湾 御中

焼津漁業協同組合
地方卸売市場 焼津魚市場

焼津魚市場で水揚げされた冷凍魚を運搬する車両に対する トラックスケール通過の義務化と車両の待機場所について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、焼津魚市場で水揚げされた冷凍魚の計量は、トラックスケールでの計量又は小秤による計量を行っており、これまでは、小秤による計量の際はトラックスケールを通過せずに搬出しておりましたが、諸般の事情により、来る5月10日以降は、焼津魚市場外港で当日水揚げされた冷凍魚を運搬するすべての車両は、入場時にはトラックスケールで風袋重量を計量し、退場時にはトラックスケールで総重量を計量することを義務化しますので遵守して下さるようお願い申し上げます。

従いまして、5バース・6バース方面から左折して外港の外には出ないようご注意願います。

また、5バース・6バースで冷凍魚を運搬する車両につきましては、待機場所と積込場所を別紙の通り区分けしますので、待機車両は積込場所が空くまで待機場所に停車し順番をお待ち下さい。待機車両が積込場所へ停車することは禁止しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

詳細につきましては、別紙「トラックスケール通過の義務化等に係る注意事項」の通りとしますので、貴社のドライバーに周知するとともに、確実に履行するようご指導願います。

なお、この制度が定着するまでの一定期間、誘導員を置きますので、ご協力くださるよう併せてお願い申し上げます。

敬具

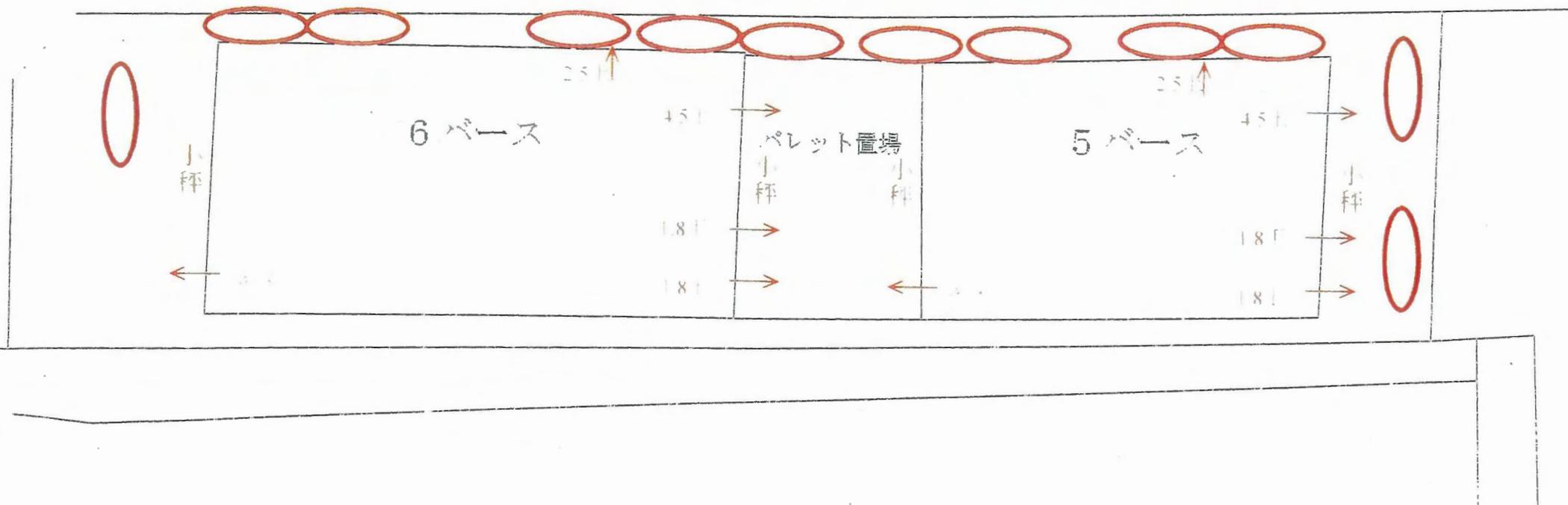
外港管理棟



待機場所

待機場所

待機場所



トラックスケール通過の義務化等に係る注意事項

1. 焼津魚市場外港で当日水揚げされた冷凍魚を運搬するすべての車両は、入場時には風袋重量を、退場時には総重量をトラックスケールで計量してください。
2. 小秤による計量の際、これまでは冷蔵庫行きの計量証明書(ピンク)を1枚渡していましたが、今後は船主控えの計量証明書(青)と合わせ2枚渡します。
船主控えの計量証明書(青)につきましては、退場時にトラックスケールで総重量を計量する際入場時に風袋重量を計量した計量証明書と一緒に計量担当者にお渡しください。
3. 小秤で計量した缶を、リフトで漁協外港冷蔵庫、鯉節組合冷蔵庫、日かつ冷蔵庫に直接運んだ場合は、青の計量証明書1枚を計量担当者にお渡しください。
4. トラックスケール閉鎖後に退場する車両は総重量の計量を免除します。
この場合、風袋重量を計量した際の計量証明書と小秤の際に渡した船主控えの計量証明書は、市場職員が回収に伺いますのでお渡しください。
5. 漁協外港冷蔵庫、鯉節組合冷蔵庫、日かつ冷蔵庫に場外から搬入する車両並びに冷蔵庫内の原魚等を搬出する車両は対象外です。
また、場外から外港に缶を取りにくる車両も対象外です。速やかに缶を積んで退場してください
6. 2Bで魚を積んだ車両は、日かつ冷蔵庫の裏を回ってトラックスケールに行き、総重量を計量してください。
7. 小秤の魚を積んだ車両が総重量を計る際に、風袋重量に小秤重量を加えた重量と総重量を比較して不自然な点がある場合には、ウイングを開けて確認させていただきますので、ご面倒でもご協力くださるようお願いいたします。
8. 5バース・6バースで冷凍魚を運搬する車両につきましては、待機場所と積込場所を区分けします。待機車両は積込場所が空くまで待機場所に停車し順番をお待ちください。
積込場所には、地面に駐車位置をペイントしますので、それ以外の場所には駐車しないでください。

令和3年6月24日

飛鳥運送株式会社 御中
有限会社堀住運送 御中
有限会社ホクユウ 御中
株式会社焼津港湾 御中

焼津漁業協同組合
地方卸売市場 焼津魚市場

外港地区から水産物を搬出する運搬車両へのご連絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、外港地区の運搬車両に対しましては、去る5月10日からトラックスケール通過の義務化等のルールを導入しご協力をいただいているところでありますが、今般、下記の事項について7月1日から実施することと致しますので、引き続きご協力下さるようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 6月12日(土)にトラックスケール付近に2台の防犯カメラを設置しました。
2. 7月から警備保障と契約し、監視業務を委託します。(警備保障の社員が誘導員となります。)
3. トラックスケールを通過せずに外港から退出する運搬車両は全車積荷の検査を実施します。

①5バース・6バース方面から左折して退出する運搬車両。

これまでは、8時以前に左折する運搬車両については積荷の確認作業を省略しておりましたが、7月以降は左折するすべての運搬車両を対象に積荷の確認作業を行いますので、左折車両は誘導員の指示に従い一時停車をして確認作業を受けてください。

なお、焼津漁協外港冷蔵庫から出庫した魚を運搬する車両には、水揚物運搬車両と識別するため出庫物運搬証明書を冷蔵庫で配布しますので、外港から退場する際に誘導員に証明書を渡して退出してください。

②5バース・6バース方面から2バース方面に右折する運搬車両。

右折してトラックスケールに向かう運搬車両はそのままお進みください。

右折してトラックスケールには向かわず、2バース方面鯉節組合冷蔵庫並びに日かつ漁協冷蔵庫等に向かう車両におきましては、積荷の確認作業を行いますので、誘導員の指示に従い一時停止をして確認作業を受けてください。

以上

(資料13)

令和4年1月28日

静岡県冷蔵倉庫協会 御中

焼津漁業協同組合
代表理事組合長 西川角次郎

再発防止委員会
委員長 加藤将和

要 望 書

拝啓 貴協会におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

先般当組合魚市場で発生した冷凍カツオ窃盗事件につきましては、関係各位に多大なるご迷惑をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

さて、当組合は、事件の再発防止策を策定するため、昨年12月27日に漁業者、仲買人、弁護士等を委員とした「再発防止委員会」を立ち上げ検討を開始しました。

再発防止委員会では、当魚市場で水揚げされ、計量せずに場外に持ち出された冷凍カツオが営業冷蔵倉庫に保管されていた事実に鑑み、再発防止のためには、当組合自身に対する再発防止策のみならず、焼津魚市場にかかわるすべての仲買人と運送業者に対する御協力が不可欠であるとの結論に達しました。

つきましては、類似事件の再発を防止するため、貴協会の会員企業に対し、下記の事項を周知していただくよう要望いたします。

敬具

記

1. 焼津魚市場から搬出される冷凍魚には、必ず計量証明書又は送り状が発行されています。計量証明書又は送り状がない場合、盗品の可能性がありますので、直ちに魚市場担当者に連絡を入れてください。盗品でないことが確認できるまでは、原則として保管しないで下さい。
2. 入庫の際に計量証明書記載の重量と入庫物の重量の差が3%以上ある場合、または、その重量差が不自然な場合は、当魚市場に連絡を入れてください。
3. 入庫の際に冷凍魚の重量規格が異なっている場合は、当魚市場に連絡を入れてください。

以上

本件連絡先 再発防止委員会事務局
山田真己 TEL054-628-7110

令和4年3月7日

焼津市魚仲水産加工業協同組合 御中

焼津漁業協同組合
代表理事組合長 西川角次郎

再発防止委員会
委員長 加藤将和

要望書

拝啓 貴組合におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

先般当組合魚市場で発生した冷凍カツオ窃盗事件につきましては、関係各位に多大なるご迷惑をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

さて、当組合は、事件の再発防止策を策定するため、昨年12月27日に漁業者、仲買人、弁護士等を委員とした「再発防止委員会」を立ち上げ検討を開始しました。

再発防止委員会では、当魚市場で水揚げされ、計量せずに場外に持ち出された冷凍カツオが仲買人の名義で営業用冷凍倉庫に保管されていた事実に鑑み、再発防止のためには、当組合自身に対する再発防止策のみならず、焼津魚市場にかかわるすべての仲買人と運送業者に対する御協力が不可欠であるとの結論に達しました。

つきましては、類似事件の再発を防止するため、貴組合の組合員に対し、下記の事項を周知していただくよう要望いたします。

なお、当組合では窃盗事件の再発防止の観点から、仲買人各位に対し「コンプライアンス誓約書」の提出を依頼したく検討しておりますので、その節は、ご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 焼津魚市場から搬出される冷凍魚には、必ず計量証明書又は送り状が発行されています。計量証明書又は送り状がない場合、盗品の可能性がありますので、直ちに当組合に連絡を入れてください。
2. 業者間の売買において、冷凍魚の売買価格が市場価格と比べて著しく安価な場合、盗品の可能性がありますので、盗品でないことを十分確認した上でお取引いただくと共に、盗品の疑いがある場合は、当組合に連絡を入れてください。
3. もし、盗品の購入を持ち掛けられた場合は、お断りしていただくと共に、当組合に連絡を入れてください。
4. 不良品が発生した場合は、当組合に連絡を入れてください。その後、当組合市場部から船主並びに問屋等関係者の皆様に改めて連絡致します。

※上記事項に該当するものは、全て当組合総務部(TEL628-7112)まで、ご連絡願います。

以上

本件連絡先 再発防止委員会事務局
山田真己 TEL054-628-7110

令和4年3月7日

直接契約者 御中

焼津漁業協同組合
代表理事組合長 西川角次郎

再発防止委員会
委員長 加藤将和

要 望 書

拝啓 貴社におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

先般当組合魚市場で発生した冷凍カツオ窃盗事件につきましては、関係各位に多大なるご迷惑をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

さて、当組合は、事件の再発防止策を策定するため、昨年12月27日に漁業者、仲買人、弁護士等を委員とした「再発防止委員会」を立ち上げ検討を開始しました。

再発防止委員会では、当魚市場で水揚げされ、計量せずに場外に持ち出された冷凍カツオが仲買人の名義で営業用冷凍倉庫に保管されていた事実に鑑み、再発防止のためには、当組合自身に対する再発防止策のみならず、焼津魚市場にかかわるすべての仲買人と運送業者に対する御協力が不可欠であるとの結論に達しました。

つきましては、類似事件の再発を防止するため、下記の事項を厳守していただくよう要望いたします。

なお、当組合では窃盗事件の再発防止の観点から、仲買人各位に対し「コンプライアンス誓約書」の提出を依頼したく検討しておりますので、その節は、ご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 焼津魚市場から搬出される冷凍魚には、必ず計量証明書又は送り状が発行されています。計量証明書又は送り状がない場合、盗品の可能性がありますので、直ちに当組合に連絡を入れてください。
2. 業者間の売買において、冷凍魚の売買価格が市場価格と比べて著しく安価な場合、盗品の可能性がありますので、盗品でないことを十分確認した上でお取引いただくと共に、盗品の疑いがある場合は、当組合に連絡を入れてください。
3. もし、盗品の購入を持ち掛けられた場合は、お断りしていただくと共に、当組合に連絡を入れてください。
4. 不良品が発生した場合は、当組合に連絡を入れてください。その後、当組合市場部から船主並びに問屋等関係者の皆様に改めて連絡致します。

※上記事項に該当するものは、全て当組合総務部(TEL628-7112)まで、ご連絡願います。

以上

本件連絡先 再発防止委員会事務局
山田真己 TEL054-628-7110

令和4年6月28日

運送業者 御中

焼津漁業協同組合
代表理事組合長 西川角次郎

要望書

拝啓 貴社におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

先般、当魚市場で発生した冷凍カツオ窃盗事件につきましては、関係各位に多大なるご迷惑をおかけしておりますことを改めてお詫び申し上げます。

さて、当組合は、事件の再発防止策を策定するため、昨年12月27日に漁業者、仲買人、弁護士等を委員とした「再発防止委員会」を立ち上げ検討を開始しました。

再発防止委員会では、冷凍カツオの窃盗は運搬車両の関与が無ければ成立しないことに鑑み、焼津魚市場で水揚げされた冷凍魚を運搬する運送会社に対し、下記の事項を厳守していただくことが不可欠であるとの結論に達しました。

つきましては、再発防止委員会の提言を受け類似の事件の再発を防止するため、下記事項を要望させていただきますので、ご協力いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 焼津魚市場に水揚げされた冷凍魚を未計量のまま搬出しないこと。風袋重量・実重量を偽らないこと。運転手は何らかの不正行為を行っていることが明らかになった場合は、直ちに焼津魚市場に連絡を入れてください。
2. 運転手に対し、入退場時には必ずトラックスケールを通過するよう指導して下さい。
3. 焼津魚市場での冷凍魚の搬出作業に従事するにあたり、別紙「運転者名簿及び使用車両」を提出してください。また、名簿記載以外の運転手及び車両の出入りは行わないでください。その後の名簿の提出は年1回(4月1日現在)とし、記載に変更が生じた場合は、その都度、変更後の名簿を提出してください。
4. 別紙、「コンプライアンス誓約書」を提出願います。

以上

本件連絡先 焼津漁業協同組合
山田真己 TEL054-628-7110

(資料14)

コンプライアンス誓約書

焼津漁業協同組合

代表理事組合長 西川角次郎 殿

令和4年 6月 28 日

住 所

企業名

当社は、焼津魚市場において冷凍魚の搬出作業に従事するにあたり、貴組合からの要望書に記載された下記の事項を遵守することを誓約いたします。

誓約に違反した場合、焼津魚市場の施設管理権に基づき立ち入りを禁止されても異議ありません。

記

1. 当社は、焼津魚市場に水揚げされた冷凍魚を未計量のまま搬出すること並びに風袋重量・実重量を偽って搬出することは致しません。また、当社の運転手は何らかの不正行為を行っていることが明らかになった場合は、直ちに焼津魚市場に連絡します。
2. 入退場時には、必ずトラックスケールを通過するよう運転手を指導します。
3. 焼津魚市場での冷凍魚の搬出作業に従事するにあたり、別紙「運転者名簿及び使用車両」を提出します。また、名簿記載以外の運転手及び車輛の出入りは行いません。名簿の提出は年1回(4月1日現在)とし、記載に変更が生じた場合は、その都度、変更後の名簿を提出します。

以上

コンプライアンス誓約書

焼津漁業協同組合

代表理事組合長 西川角次郎 殿

令和4年 6月 28日

住 所

氏 名

私は、焼津魚市場において冷凍魚の搬出作業に従事するにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

誓約に違反した場合、焼津魚市場の施設管理権に基づき立ち入りを禁止されても異議ありません。

記

1. 私は、焼津魚市場に水揚げされた冷凍魚を未計量のまま搬出すること並びに風袋重量・実重量を偽って搬出することは致しません。
2. 私は、焼津魚市場が定めたトラックの導線を遵守するとともに、荷捌所への入退場時には、必ずトラックスケールを通過いたします。
3. 私は、焼津漁協職員及び雇用者に対して不当な要求や恫喝等は一切致しません。

以上